

土木委員会会議記録（第1号）

令和5年12月21日

福島県議会

1 日時

令和5年12月21日（木曜）

午前 11時 開会

午後 1時46分 散会

2 場所

土木委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤義憲	副委員長	佐々木恵寿
委員	瓜生信一郎	委員	安部泰男
委員	矢吹貢一	委員	先崎温容
委員	三瓶正栄	委員	山口洋太
委員	吉田誠	委員	石井信夫

5 議事の経過概要

（午前 11時 開会）

佐藤義憲委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより土木委員会を開会する。

開会に当たり、一言挨拶する。

さきの本会議にて、本委員会の委員長に選任された佐藤義憲である。

まず初めに、佐々木恵寿副委員長をはじめ各委員においては、今後2年間、委員会の円滑な運営に協力願う。

また、執行部には、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の県政発展のために努力願う。

以上、簡単だが、開会の挨拶とする。

初めに、委員席について、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、石井信夫委員、吉田誠委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外35件である。

なお、知事提出議案第32号は福島県総合緑化センター及び逢瀬公園に係る指定管理者を指定するものであるが、関係する委員会が本委員会と農林水産委員会の複数にまたがっていることから、主たる委員会である農林水産委員会に付託することとなり、また、知事提出議案第40号はあづま総合運動公園に係る指定管理者を指定するものであるが、関係する委員会が本委員会と企画環境委員会の複数にまたがっていることから、主たる委員会である本委員会に付託することとなったので了承願う。

なお、陳情一覧表及び主要事業一覧資料を手元に配付しているので、確認願う。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程(案)のとおり進めて異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのように進める。

次に、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、各委員の紹介を行うが、佐々木恵寿副委員長より順次自己紹介願う。

(各委員自己紹介)

佐藤義憲委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課中米会計年度任用職員、政務調査課猪俣主任主査である。

佐藤義憲委員長

続いて、執行部側の紹介を願う。

(部参事以上は自己紹介、その他は政策監または各担当次長より紹介)

佐藤義憲委員長

以上で紹介を終わる。

これより、議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外35件を一括議題とする。

直ちに、土木部長の説明を求める。

土木部長

(別紙「12月県議会定例会土木委員会土木部長説明要旨」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、土木総務課長の説明を求める。

なお、各説明者に述べるが、議案の説明において、工期、契約方法及び契約の相手方は手元の議案説明資料にて確認するので、特に必要な場合を除き省略願う。

土木総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、用地室長の説明を求める。

用地室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、道路管理課長の説明を求める。

道路管理課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、道路整備課長の説明を求める。

道路整備課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、河川整備課長の説明を求める。

河川整備課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、港湾課長の説明を求める。

港湾課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

議案説明の途中であるが、ここで暫時休憩とする。

再開は午後 1 時とする。

(午前 11 時 57 分 休憩)

(午後 1 時 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案の説明を行う。

直ちに、まちづくり推進課長の説明を求める。

まちづくり推進課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、下水道課長の説明を求める。

下水道課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、建築住宅課長の説明を求める。

建築住宅課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。
質疑のある方は発言願う。

山口洋太委員

令和元年東日本台風による夏井川、好間川の災害復旧工事に関して、先日いわき建設事務所に行き、土砂運搬による騒音やほこりなどに対する周辺住民の苦情対応と併せ、用地取得が困難な状況など工期延長の理由を聞いた。理由については、非常に理解できる。

また、今回の台風第13号による影響について、令和元年東日本台風の浸水棟数は1,200棟以上であったが、今回夏井川、好間川からの外水浸水は0件とのことで、この河川工事による治水は県民の命や暮らしの安全に間違いなく貢献していると思う。無事工事が終了することを祈っており、工期延長も理解できたが、契約金額の増額に関して詳細を聞く。

河川整備課長

夏井川、好間川については全工区を17工区に分けて工事を実施しており、各工区は現在、工事の最盛期となっている。今回15件の増額変更を提出しているが、まず大きな理由として、全体的に残土運搬距離が伸びたことがある。そのほか、河道掘削したところ、今まで土砂で見えなかったところに新たに弱層部が確認された。弱い層のため直接水が当たらないよう護岸等で保護する必要があり、工区によっては金額が倍増となった。また、工事が始まる前に樹木を伐採しなければならないが、精査したところその処分量が当初の計上よりかなり増えた工区もあるなど、様々な理由で増額となっている。

山口洋太委員

いわき建設事務所にも聞いたが、妥当な金額で工事を行っているとのことであった。そこは信頼しているが、実際の人件費や材料費の内訳がどのようになっているのか、もう少し詳しい資料があると審査しやすいと思う。そのような情報を公開することはできるか。

河川整備課長

手持ちの資料があるため、各工区の人件費や土砂運搬、護岸など増加要因の内訳資料を作成して、後ほど提出したい。

佐藤義憲委員長

ただいま山口委員から求めがあった個別の積算金額等の資料について、委員会に提出を求めることとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

いつまでに提出できるか。

河川整備課長

採決委員会の前に提出する。

佐藤義憲委員長

それでは、採決委員会の前までに提出願う。

先崎温容委員

関連して聞くが、特に議案第73号及び第77号の工事の金額が倍増している。今ほど課長から説明があったとおり様々な事情が重なった結果と思うが、工事区間が延長されているわけではなく、最初からある程度算定できなかつたのか。金額が倍増すること自体、あまりないと思う。1.5倍程度はあるかと思うが、その辺りの状況について、現場も含めてどうだったのか。

河川整備課長

夏井川、好間川については17工区に分けて工事を進めているが、この17工区は同じ距離で分割しているわけではなく、一定規模の距離、例えば長い工区では2km、短い工区では500mと区間を分けて実施している。

当初から分からなかつたのかとの指摘についてだが、今回の工事内容は河道にたまっている土砂を掘削して一部護岸を張るものであり、当初計画では護岸を張らない箇所もあった。先ほど答弁したとおり掘削したところに砂質土という砂層が確認されたが、出水時には大雨によってえぐられる危険性があり、長い工区で新たな護岸が必要となったものである。

先崎温容委員

我々委員は土木の専門家ではないため、分からない部分もある。課長答弁のとおり工事の段取りの中で災害、防災の観点によりさらに高規格な部分が増えたことによって予算も増えたと思うため、その辺りを説明するとよいと思う。

佐藤義憲委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

三瓶正栄委員

昨日の本会議の一般質問の中で、建設業における働き方改革、工期の問題、工事書類の標準化等について部長から答弁があったが、令和6年4月から建設業界で時間外労働の罰則つき上限規制が適用されることとなり、建設業界の働き方改革は大きな課題になっている。4週8休が要件となり、週当たりの作業日数が減る現場が出てくると想定されるが、通常の工事は年度内完了が標準であり、それ以上工期を延伸すると繰越しになってしまう。4週8休の要件は適正な工期を確保した上で導入しているのか、その辺りを聞く。

技術管理課長

建設工事については、積算や工種の内容に応じて標準的な工期を確保して発注している。また、工事着手後の突発的な事象にもしっかり対応できるよう早期発注を心がけており、年度当初にある程度の早期発注を行い、年度内の工期を確保するよう取り組んでいる。

三瓶正栄委員

新たな取組ということで、引き続きしっかり対応してもらいたい。

次に、労働災害の防止についてだが、地元の様々な業界関係者から話を聞いており、工事を行う際のリスク対策として、本当に重要な課題であると認識している。労働災害の発生状況と主な要因について聞く。

技術管理課長

労働災害の内訳だが、けがなどの労働災害、電線など上空の架線を切断するような公衆災害に大きく分類されている。今年度の傾向としては、労働災害は昨年度と同様か若干減っているが、公衆災害は依然として多い状況であり、車両の事故が多く発生している。毎月集計をまとめて、工事関係団体には注意喚起している。

三瓶正栄委員

県発注工事において、労働災害を減らすためにどのような取組をしているのか。

技術管理課長

働き方改革にも関連するが、生産性を高める対策として、工事施工の中でICT技術を導入する取組が進んでいる。具体的には、ICT活用工事として、土工事や舗装工事で3次元設計データ、またはその位置情報を重機の中に登載する仕組みを構築して活用し、施工管理も自動で行う対策を実施している。この工事は生産性の向上だけでなく安全確保の面でも非常に有効であり、来月に入札公告を行う工事から要件を緩和し、拡大して取り組んでいく。

三瓶正栄委員

引き続きしっかり対応してもらいたい。

次に、技術系職員の確保についてである。頻発化、激甚化する自然災害から県民の安全・安心を守るためには、地域の守り手となる地元企業だけではなく、災害発生時に地元企業へ適時適切に指示を出し、地元住民へ説明する技術系職員の重要性が高くなっていると思う。職員の定員増は容易ではないと思うが、女性や民間経験者を含めた優秀な人材の確保や職員教育がこれからは非常に重要だと認識している。優秀な人材を確保するため、土木部としてどのように取り組んでいくのか。

土木総務課長

委員指摘のとおり、民間職務経験者や女性も含めた技術系職員の確保は非常に重要だと認識している。そのような中で、令和2年度から職員採用試験で土木職の先行実施枠を設け、通常6月の試験日程を4月に前倒しして実施している。通常の採用試験は民間企業と比べて時期が遅いため、試験を受けやすくするためである。

さらに今年度は、採用試験の情報を業界の全国紙やリクナビネクストという大手の会社が運営している転職サイトでPRする取組を新たに実施しており、そういった取組を続けながら、優秀な人材の確保に取り組んでいきたい。

三瓶正栄委員

女性や民間経験者も一生懸命頑張っていると思うが、現場ではどのような評価を得ているのか。

土木総務課長

民間経験者については民間職務経験者枠があり、毎年数人採用している。現場の経験があることから、学卒の職員と比べても即戦力として非常に貢献してもらって

いる。女性職員については、ほかの行政事務等と比べて土木部の技術系職員は人数が少ないが、各職場で様々な経験を積みながら職責を果たしていると認識している。

三瓶正栄委員

引き続きしっかりと対応してもらいたい。

関連して聞くが、冒頭に述べたとおり、近年自然災害、大規模災害が頻発している。災害が起きた際に地元住民の不安は非常に大きいですが、それに対して現場を熟知した職員の丁寧な説明によって救われた事例があった。私の地元の田村市でも、令和元年東日本台風の際は大滝根川周辺が浸水被害に見舞われ、地元住民から様々な要望を聞いたが、その中で、ある職員が大変丁寧に説明してくれた。

これからの県を担っていく若い職員に対し、住民とのコミュニケーション能力や被災住民への説明力の向上等の職員教育は大切であり、今後の課題ではないかと思うが、この辺りについて聞く。

技術管理課長

人材育成に関する取組だが、土木部では3か年計画による専門研修として新採用、2年目、中堅といった職層ごとの研修に加えて、許認可や施設の長寿命化対策など、業務ごとの研修等を実施している。今年度は全27コースの研修に取り組んでいるほか、国が主催している道路や河川など分野ごとの非常に専門性の高い国土交通省職員との合同研修も積極的に活用している。

また、現場での対応能力を高める取組として、土木部の専門研修の中で民間の技術者に講師を依頼したり、受発注者合同の研修を開催することにより、現場での対応も意識した技術力のスキルアップに取り組んでいる。

三瓶正栄委員

こちらも引き続きしっかりと対応してもらいたい。

最後に、先崎委員と私は同じ田村市・田村郡選出であり、課題が共通している。

先般、ふくしま復興再生道路の吉間田滝根線において段差が生じたと新聞等で報道されていたが、その後の経過について聞く。

道路整備課長

県道吉間田滝根線広瀬工区の小戸神橋に段差が生じた件の経過について、この橋梁は昨年9月に完成した橋梁であるが、今般最大約7cmの段差が確認されたため、11月10日に専門家が現地調査を行った。さらに11月27日に専門家、学識経験者で構

成する専門技術委員会を開催して現在の変状の概要を説明し、今後行う調査の内容等について専門家等から助言をもらいながら調査を進めている状況である。

三瓶正栄委員

以前、年度内には川内村まで延長して供用開始になると報告を受けたが、予定どおり供用開始できるのか。

道路整備課長

現在測量、地質調査等を実施しており、今後それらの結果を基に、原因の究明、対策工法の選定等を専門技術委員会に諮り決定する方向で進めている。対策工法等が明確になった時点で今後の見通しも見えてくると考えており、その辺りが決まれば改めて知らせたい。

三瓶正栄委員

引き続きしっかり対応してもらいたい。

先崎温容委員

三瓶委員が述べたとおり、結節点の小戸神橋の段差が厳しい状況は聞いている。

ただ、田村市滝根町広瀬から先の一般道は問題がなく、むしろ川内村や地元住民からはそちらを早く通してほしいとの話がある。福島空港からあぶくま高原道路経由で来た場合はこの橋を渡れないが、小野インターで降りて吉間田滝根線に再度乗ることも想定されるため、まずは川内村方面のいわき市川前町小白井へ向かう広瀬工区の部分が問題なければ、そこだけを年度内に供用開始することは当たり前だと思う。12年越しの復興道路であるため、その部分に問題が起きたとしても、安全性を確保しながら利便性を考えてほしい。来年から始まる台湾の定期便を含めた様々な観光の後押しも含めて、そのようなところに対して土木部職員が一丸となって集大成を図ってもらいたい。要望とする。

安部泰男委員

今般の9月8日の台風第13号で、いわき市を中心に大きな水害が発生した。先ほど夏井川と好間川の工事の変更契約について議案説明があったように、大きな河川については進んでいるが、今後問題になってくるのはやはり中小河川だと思う。いわき市に限って聞くが、中小河川についてどのように考えているのか。

河川整備課長

台風第13号の線状降水帯により、特に新川、宮川で甚大な被害があり、いわき管

内のその他の小規模、中小河川についても被害があった。それらについては、まずいわき市内の県管理の中小河川における被害とその要因の分析を行っている。その分析を踏まえて、今後、流域治水の考えを取り入れながら、流域全体の治水対策に取り組んでいきたいと考えている。

安部泰男委員

いわき市渡辺町に釜戸川があるが、その周辺は一面が水田である。今回も水田に越水して瓦礫が相当入り、農業者は大変な思いをしていると思うが、また水害があるかもしれない。流域治水では、水田は一時貯留施設と考えられていると思うが、そのような考えはどうかと思う。毎回水害に見舞われることで農家に金銭的な負担がかかるため、そのような面でも釜戸川の整備が必要ではないかと思うが、どうか。

河川整備課長

釜戸川についても、今回の台風で甚大な被害があった。先ほども述べたとおり、まずは釜戸川の被害状況について、どのような原因でどのような危険があったのかを再度精査し、それに基づいて今後必要な河川改修等を検討していきたいと考えている。

安部泰男委員

今回の本会議の一般質問で問題になった宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関して、我が会派にも住民から様々な不安の声が寄せられている。条例では遡及できないが、盛土規制法という法律では遡及できるとのことであり、規制する範囲をこれから前倒しで決めるという話だが、これは県内全域となるのか。

都市計画課長

盛土規制法で指定する区域は、主に市街地、宅地、その周辺の集落をエリアとする宅地造成等工事規制区域と、山地部に施工された土砂が土石流となって下流に影響を与える森林や農地などをエリアとする特定盛土等規制区域の2種類がある。本年度、区域を指定するための基礎調査を実施しており、現在この中で区域を調整している。住民も非常に心配しているため、ある程度広い地域を指定する方向で考えている。

安部泰男委員

遡及する内容だが、今問題になっている西郷村や矢祭町は対象になるのか。

都市計画課長

問題となっている西郷村の場所については規制の指定エリアに入ると考えている。先ほど遡及という話があったが、盛土規制法が施行された時点で、災害発生のおそれがある盛土についても改善命令等ができるようになる。

安部泰男委員

危険があれば、遡及して行政処分の対象になるのか。

都市計画課長

現地を確認して災害発生のおそれがあると確認されれば、迅速に対応したいと考えている。

山口洋太委員

今回の台風第13号に関連して、住民から河川改修を求める声が多く上がっており、実際の浸水箇所ではないものの今後浸水するかもしれない中小河川を整備してほしいという声が大半である。ハード面の強化について、県民から声が上がった全河川の改修が非常に困難なことは先ほどの答弁やいわき建設事務所からも話を聞いて理解しており、ソフト面での強化を大事にしていく必要があると思っている。私も今回の災害後、9月11日から始まった災害ボランティアに初日から連日参加したが、訪問した住民の多くが被災後も避難せずに家の2階でしばらく寝泊まりしており、トイレや風呂なども不衛生だった。土砂物には細菌なども含まれているので感染症のリスクも上がっており、医師としてもこの状況を改善したいと強く思っている。

被災時の住民の安全を保障することについて、全ての河川を工事し予防することが困難である以上、いかに避難指示を早急に出して避難所に移動させるかが必要になってくる。今回の台風第13号では避難指示が早急に出されたが、実際に避難した住民は少なく、避難しても遅く、避難先で車が浸水した住民もいた。そのようなことから、今後も避難指示が出ても避難所に避難する住民が増えるとは考えられない。

避難所に避難したくない理由は、プライバシーの配慮、衛生的な問題、集団生活の不安など様々あると思うが、今できることは、避難しやすくするための避難先の環境改善だと思う。

そこで提案だが、周辺のホテルと提携して、ホテルを避難先とする方法もある。新型コロナウイルス感染症では療養先にホテルを使用した経験もあるため、利活用は可能だと思う。また、空きのある県営住宅を一時的に避難場所に利用できればブ

プライバシーの配慮等も確保できるが、避難所として利活用することについてどう考えるか。

建築住宅課長

県営住宅を避難先として活用することについて、今回の台風第13号に伴う記録的な大雨の被災者、住宅を失った者に対しては、市営住宅も提供されているが、水害等の住宅被害が大きい場合は、県営住宅の一時提供も実施している。今回も、いわき市の要請を受けて県営住宅44戸を提供し、うち29戸が使用されている。

山口洋太委員

入居できる時期はいつなのか。できれば被災前に入れてあげたい気持ちがあるが、避難指示の時点で県営住宅に入れるのか。

建築住宅課長

一時提供の時期については、公平性の観点からいわき市が一定期間公募して抽せんする形で提供しており、発災から大体2週間以降に入居開始ということになっている。

山口洋太委員

被災してから2週間後ではなく、被災前の避難指示が出た時点で県営住宅に一時避難できないのか。

建築住宅課長

市町村が地域防災計画で避難所に指定する必要があるが、指定されて初めて避難先となるが、県営住宅は指定されていない。市町村が指定した体育館や公民館は環境的に長く滞在できないため、委員指摘のとおり少しでもよい環境でプライバシーを確保できるよう、あくまでも避難所の補完として県営住宅を一次提供しているものである。

佐藤義憲委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月22日は現地調査を行うので、委員は作業服を着用の上、午前8時30分まで

に本庁舎東玄関に参集願う。

12月25日は午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時46分 散会)